

オーストラリア
一時活動ビザ サブクラス変更について

2016年11月19日改正

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シドニー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本書の利用についての注意・免責事項

本書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シドニー事務所が FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd（移住手続代行業者登録番号（MARN）：0959622）、AOM Visa Consulting に作成委託した 2016 年 1 月発行の就労ビザガイドブックの補足資料となります。本書は、2017 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。本書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロ、FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd および AOM Visa Consulting は、本書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ、FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd および AOM Visa Consulting が係る 損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シドニー事務所
E-mail：SYD@jetro.go.jp

JETRO

オーストラリア 一時活動ビザ サブクラス変更について

2016年11月19日付で、ビザ種類を簡素化する目的で、400番台のサブクラスが大幅変更となりました。主な変更事項は「サブクラス番号変更」であり、大半のサブクラスが改正以前の要件を準用可能な為、詳細の概要は「オーストラリアの就労ビザ取得ガイド 改定版（2016年1月）」をご参照ください。

< 主な改正点 >

1) ビザサブクラスの変更

以下のビザサブクラスが終了し、新しいビザサブクラスへ集約されました。

- Subclass 401 Temporary Work (Long Stay Activity) visa
- Subclass 402 Training and Research visa
- Subclass 416 Special Program visa
- Subclass 420 Temporary Work (Entertainment) visa
- Subclass 488 Superyacht Crew visa

新しいビザサブクラス

- Subclass 400 Temporary Work (Short Stay Specialist) visa*
- Subclass 403 Temporary Work (International Relations) visa
- Subclass 407 Training visa
- Subclass 408 Temporary Activity visa.

*サブクラス 400 は以前の 400 の目的内容が変更となり、一部別のサブクラスになりました。

詳細はオーストラリア移民省サイト上 [ダイアグラム](#) をご参照ください。

以下は特に日系企業が多く利用するサブクラスの変更内容です。

研修ビザ 402 ⇒ 407

一時就労ビザ 400 ⇒ 400 但し、スポーツなどの選手として大会へ参加 ⇒ 408

研究ビザなど 402 ⇒ 408

2) すべてオンライン申請

申請はすべてオンライン申請となります。403のみ郵送申請でも可能です。

3) スポンサーシップについて

大きな変更として、今までは、ビザサブクラスごとに別々のスポンサーシップが必要でしたが、今後は、スポンサーシップは 407 または、408 の 2 種類となりましたので、目的が異なる活動でも、共通のスポンサーシップが存在することになります。研修ビザが 407 となり、それ以外はすべて 408 に集約されました。また、403 はスポンサーシップ不要です。

スポンサーシップの有無については、なるべくビザ申請をシンプルにするために以下のように変更となりました。

<オーストラリア国外から申請の場合 (日本からなど) >

- ・オーストラリア滞在期間 3 カ月以内 = スポンサーシップ不要
- ・オーストラリア滞在期間 3 カ月以上 = スポンサーシップ必要

<オーストラリア国内からの申請の場合>

オーストラリア滞在期間がどの期間であってもスポンサーシップが必要。

スポンサーシップ有効期限は 407、408 とともに 5 年間となります。

2016 年 11 月 19 日以前に許可されたスポンサーシップについて

既に法改正前に許可されたスポンサーシップで有効期限内のものについては利用可能ですが、移行期間に準じ、書面の有効期限にかかわらず、すべて 2017 年 5 月 18 日までの有効となります (3 年とはなりません)。2017 年 5 月 18 日以降は新たに 407、408 のスポンサーシップ取得が必要です。

4) ノミネーションについて

407 Training Visa (今までの 402 Occupational Trainee stream) はスポンサーが Commonwealth Agency でない限り、ノミネーションは必須です。

408 Temporary Activity visa はノミネーション不要です。